

地方独立行政法人会計基準及び注解の改訂（案） 新旧対照表【一般型】

地方独立行政法人会計基準及び注解【一般型】	
現行	改訂案
<p>第3節 認識及び測定</p> <p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注24）（注25）（注26）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><注26>満期保有目的の債券の保有目的の変更について</p> <p>満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第3節 認識及び測定</p> <p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注24）（注25）（注26）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><注26>満期保有目的の債券の保有目的の変更について</p> <p>満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第65表示区分

1～3 (略)

4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注 45)

5・6 (略)

<注 45>財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I・II

(略)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	-×××

(3) 法第42条の2の規定に基づく出資等に係る不要財産の出資等団体への納付を
するために売却した場合

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第65表示区分

1～3 (略)

4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注 45)

5・6 (略)

<注 45>財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

(1)～(5) (略)

(6) 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出

(7) (略)

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I・II

(略)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	-×××

長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××
金銭出資の受入による収入	×××
.....	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××

長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××
金銭出資の受入による収入	×××
<u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出</u>	<u>-×××</u>
.....	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××

2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

キャッシュ・フロー計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I・II (略)

I・II (略)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	-×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××
金銭出資の受入による収入	×××
.....	×××
小計	×××
利息の支払額	-×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××

短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	-×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××
金銭出資の受入による収入	×××
<u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出</u>	<u>-×××</u>
.....	×××
小計	×××
利息の支払額	-×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××

第68 注記事項

第68 注記事項

キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 重要な非資金取引 (注 47)
- (3) (略)

<注 47>重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

- (1) (略)
- (2)～(5) (略)

第 11 節 地方独立行政法人固有の会計処理

キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 重要な非資金取引 (注 47)
- (3) (略)

<注 47>重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

- (1) (略)
- (2) 出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少
- (3)～(6) (略)
- (7) 合併により承継した資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

第 11 節 地方独立行政法人固有の会計処理

第 93 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理

1 地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとする。(注 65)

2 地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注 65)

＜注 65＞出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に係る注記について

出資等に係る不要財産の出資等団体への納付を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

- (1) 出資等に係る不要財産としての出資等団体への納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要
- (2) 出資等に係る不要財産となった理由
- (3) 出資等団体への納付の方法
- (4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
- (5) 出資等団体への納付に当たり譲渡収入から控除した費用の額
- (6) 出資等団体への納付額
- (7) 出資等団体への納付が行われた年月日
- (8) 減資額

第 94 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

- 1 地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注 66) (注 67)
- 2 設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注 67)

＜注 66＞譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の出資等団体への納付について

設立団体の長が指定した譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の帳簿価額を超える額を出資等団体へ納付するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。

＜注 67＞行政サービス実施コストについて

地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲

第93～第118 (略)

渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。

第95～第120 (略)

第13節 合併に関する会計処理

第121 用語の定義

- 1 合併をする前の地方独立行政法人を「合併前法人」と、合併をした後の地方独立行政法人を「合併後法人」という。
- 2 「消滅法人」とは、合併により消滅する地方独立行政法人をいう。
- 3 「取得」とは、合併後法人の設立団体以外の地方公共団体のみによって設立された地方独立行政法人を合併前法人に含む合併をいう。
- 4 取得とされた合併において、合併後法人を「取得法人」といい、合併後法人の設立団体以外の地方公共団体のみによって設立された合併前法人を「被取得法人」という。
- 5 「設立関係の継続」とは、合併後法人の設立団体の一又は二以上によって設立された地方独立行政法人のみを合併前法人とする合併をいう。
- 6 「法人合併日」とは、合併前法人が合併をした日をいい、法人合併日の属する事業年度を「法人合併年度」という。

第122 取得の会計処理

- 1 取得となる合併において、取得法人は、被取得法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金及び利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。
- 2 取得法人は、被取得法人より移転する資産及び負債を時価で計上し、評価差額につ

いては資本剰余金を増額又は減額する。

第123 取得とされた合併に係る注記事項

法人合併年度において、取得とされた合併がある場合には、次の事項を注記する。

(1) 合併の概要

被取得法人の名称及び事業の内容、被取得法人の設立団体の名称、合併を行った主な理由、法人合併日、合併の法的形式、合併後法人の名称、合併後法人の設立団体の名称

(2) 財務諸表に含まれている被取得法人の業績の期間

(3) 法人合併日に受け入れた資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

(4) 比較損益情報

当該合併が当期首に完了したと仮定したときの当期の損益計算書への影響の概算額及び当該概算額の算定方法並びに計算過程における重要な前提条件。ただし、当該影響額に重要性が乏しい場合は、注記を省略することができる。

第124 設立関係の継続の会計処理

1 設立関係の継続において、合併後法人は、消滅法人の純資産の内訳項目(資本金、資本剰余金及び利益剰余金)を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。

2 合併後法人は、移転する消滅法人の資産及び負債を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額により計上する。

第125 設立関係の継続に係る注記事項

法人合併年度において、設立関係の継続とされた合併がある場合には、次の事項を注記する。

(1) 合併の概要

消滅法人の名称及び事業の内容、消滅法人の設立団体の名称、合併を行った主な理由、法人合併日、合併の法的形式、合併後法人の名称、合併後法人の設立団体の名称

(2) 財務諸表に含まれている消滅法人の業績の期間

(3) 法人合併日に受け入れた資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

(4) 比較損益情報

当該合併が当期首に完了したと仮定したときの当期の損益計算書への影響の概算額及び当該概算額の算定方法並びに計算過程における重要な前提条件。ただし、当該影響額に重要性が乏しい場合は、注記を省略することができる。

第126 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後に合併が完了した場合や貸借対照表日後に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、第123の(1)に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

地方独立行政法人会計基準及び注解の改訂（案） 新旧対照表【公営企業型】

地方独立行政法人会計基準及び注解【公営企業型】	
現行	改訂案
<p>第3節 認識及び測定</p> <p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、公営企業型地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注 27）（注 28）（注 29）</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><注 29>満期保有目的の債券の保有目的の変更について</p> <p>満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第3節 認識及び測定</p> <p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、公営企業型地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注 27）（注 28）（注 29）</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><注 29>満期保有目的の債券の保有目的の変更について</p> <p>満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第65 表示区分

1～3 (略)

4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注 47)

5・6 (略)

<注 47>財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I・II (略)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入 ×××

短期借入金の返済による支出 -×××

(3) 法第42条の2の規定に基づく出資等に係る不要財産の出資等団体への納付を
するために売却した場合

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第65 表示区分

1～3 (略)

4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注 47)

5・6 (略)

<注 47>財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

(1)～(5) (略)

(6) 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出

(7) (略)

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I・II (略)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入 ×××

短期借入金の返済による支出 -×××

長期借入れによる収入	×××	長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××	長期借入金の返済による支出	-×××
移行前地方債償還債務の償還による支出	-×××	移行前地方債償還債務の償還による支出	-×××
金銭出資の受入による収入	×××	金銭出資の受入による収入	×××
<u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出</u>		<u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出</u>	
	-×××		-×××
・・・・・・・・・・・・・・・・	×××	・・・・・・・・・・・・・・・・	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
第 68 注記事項		第 68 注記事項	
キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。		キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 重要な非資金取引 (注 49)		(2) 重要な非資金取引 (注 49)	
(3) (略)		(3) (略)	
<注 49>重要な非資金取引について		<注 49>重要な非資金取引について	
キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。		キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。	
(1) (略)		(1) (略)	
<u>(2)～(5) (略)</u>		<u>(2) 出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少</u>	
		<u>(3)～(6) (略)</u>	
		<u>(7) 合併により承継した資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳</u>	
第 11 節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理		第 11 節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理	
		第 93 <u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理</u>	
		1 <u>公営企業型地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定により出資等に係る不要財産の</u>	

出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該公営企業型地方独立行政法人は、当該公営企業型地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとする。(注67)

2 公営企業型地方独立行政法人が法第42条の2の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該公営企業型地方独立行政法人は、当該公営企業型地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注67)

<注67>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に係る注記について

出資等に係る不要財産の出資等団体への納付を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

(1) 出資等に係る不要財産としての出資等団体への納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

(2) 出資等に係る不要財産となった理由

(3) 出資等団体への納付の方法

(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

(5) 出資等団体への納付に当たり譲渡収入から控除した費用の額

(6) 出資等団体への納付額

(7) 出資等団体への納付が行われた年月日

(8) 減資額

第94 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

1 公営企業型地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資

第93～第124 (略)

本剰余金を減額又は増額するものとする。(注68) (注69)

2 設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注69)

<注68>譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の出資等団体への納付について
設立団体の長が指定した譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の帳簿価額を超える額を出資等団体へ納付するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。

<注69>行政サービス実施コストについて
公営企業型地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。

第95～第126 (略)

第14節 合併に関する会計処理

第127 用語の定義

- 1 合併をする前の公営企業型地方独立行政法人を「合併前法人」と、合併をした後の公営企業型地方独立行政法人を「合併後法人」という。
- 2 「消滅法人」とは、合併により消滅する公営企業型地方独立行政法人をいう。
- 3 「取得」とは、合併後法人の設立団体以外の地方公共団体のみによって設立された公営企業型地方独立行政法人を合併前法人に含む合併をいう。
- 4 取得とされた合併において、合併後法人を「取得法人」といい、合併後法人の設立

団体以外の地方公共団体のみによって設立された合併前法人を「被取得法人」という。

5 「設立関係の継続」とは、合併後法人の設立団体の一又は二以上によって設立された公営企業型地方独立行政法人のみを合併前法人とする合併をいう。

6 「法人合併日」とは、合併前法人が合併をした日をいい、法人合併日の属する事業年度を「法人合併年度」という。

第128 取得の会計処理

1 取得となる合併において、取得法人は、被取得法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金及び利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。

2 取得法人は、被取得法人より移転する資産及び負債を時価で計上し、評価差額については資本剰余金を増額又は減額する。

第129 取得とされた合併に係る注記事項

法人合併年度において、取得とされた合併がある場合には、次の事項を注記する。

(1) 合併の概要

被取得法人の名称及び事業の内容、被取得法人の設立団体の名称、合併を行った主な理由、法人合併日、合併の法的形式、合併後法人の名称、合併後法人の設立団体の名称

(2) 財務諸表に含まれている被取得法人の業績の期間

(3) 法人合併日に受け入れた資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

(4) 比較損益情報

当該合併が当期首に完了したと仮定したときの当期の損益計算書への影響の概算額及び当該概算額の算定方法並びに計算過程における重要な前提条件。ただし、当該影響額に重要性が乏しい場合は、注記を省略することができる。

第130 設立関係の継続の会計処理

1 設立関係の継続において、合併後法人は、消滅法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金及び利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。

2 合併後法人は、移転する消滅法人の資産及び負債を、移転直前に付されていた適正

な帳簿価額により計上する。

第 131 設立関係の継続に係る注記事項

法人合併年度において、設立関係の継続とされた合併がある場合には、次の事項を注記する。

(1) 合併の概要

消滅法人の名称及び事業の内容、消滅法人の設立団体の名称、合併を行った主な理由、法人合併日、合併の法的形式、合併後法人の名称、合併後法人の設立団体の名称

(2) 財務諸表に含まれている消滅法人の業績の期間

(3) 法人合併日に受け入れた資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

(4) 比較損益情報

当該合併が当期首に完了したと仮定したときの当期の損益計算書への影響の概算額及び当該概算額の算定方法並びに計算過程における重要な前提条件。ただし、当該影響額に重要性が乏しい場合は、注記を省略することができる。

第 132 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後に合併が完了した場合や貸借対照表日後に法第 108 条第 1 項各号又は法第 112 条第 1 項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、第 129 の

(1) に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第 108 条第 1 項各号又は法第 112 条第 1 項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。